

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和5年9月21日（木） 13時00分～15時00分

2 会場

県庁南棟4階A会議室

3 出席者名

藤沼会長、三上委員、鶴飼委員、山口委員、服部委員、一條委員、宮腰委員
商工政策課 山口課長他3名

4 議事の概要

(1) 報告事項

① 届出状況について

② 前回（令和5年6月26日）の議事概要について

事務局から、上記2点について報告を行った。前回の議事概要について、事務局案にてホームページに掲載することが了承された。

(2) 議案 届出案件について

■【(仮称)ユニバース城下店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後も基準値を超過した地点があるが、基準値を上回る住居の方には、事前に内容を説明し、防音壁等は設置しない計画の了解を得ていることから、問題はないものと考えられる。
- ・店舗周辺に小学校、中学校、高校があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。
- ・出入口②・③の間隔が狭いため、周辺の歩行者や自転車等に注意するよう促すべき。
- ・出入口付近のPイン看板が入出庫車の視界を妨げないように配慮すべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校、中学校、高校があることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げ

- ることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ツルハドラッグ鱒ヶ沢店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に小学校があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校及び病院があることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称)むつ旭町複合商業施設に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後に基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に保育園、小学校、中学校、高校及び病院があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校、中学校、高校及び病院があることから、十分な配慮を行うこと。

- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称)青森駅ビルに係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、今回の変更で新たに発生する規制基準値の超過はないことから、問題はないものと考えられる。
- ・駅ビルであるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、駅ビルのため、多くの通勤通学者の往来が想定されることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。